

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

駒澤大学 グローバル・メディア・スタディーズ学部  
「実践メディアビジネス講座Ⅰ」

「著作権」から考える「つくる」と「つかう」

2009年5月25日

参考資料

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

著作権の概要

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

著作権と特許権の違い

- ① 保護の対象
 

著作権	思想、感情の創作的表現
特許権	アイデア
- ② 権利の取得方法
 

著作権	無方式主義
特許権	登録主義
- ③ 保護期間
 

著作権	著作者の死後 50年
特許権	出願後 20年

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

著作権制度の概要 Ⅰ

- ① 財産権と人格権
 

著作者人格権 「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」
- ② 支分権 = 権利の束
 

「複製権」「上演権」「演奏権」「上映権」  
「公衆送信権（送信可能化権）」「口述権」「展示権」  
「頒布権」「譲渡権」「貸与権」「翻訳・翻案権」
- ③ 著作隣接権
 

実演家、レコード製作者、放送・有線放送事業者

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

著作権制度の概要 Ⅱ

- ④ 権利制限 — 限定条件下
 

・「私的使用のための複製」	法第30条
・「教科用図書等への掲載」	法第33条
・「学校教育番組の放送等」	法第34条
・「学校その他の教育機関における複製」	法第35条
・「試験問題としての複製等」	法第36条
・「引用」	法第32条
・「営利を目的としない演奏等」	法第38条

JASRAC  
社団法人日本音楽著作権協会

著作権制度の概要 (引用)

(法第32条) 公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるもの

※ 公正な慣行・正当な範囲は判例により示されている

- ①引用目的
- ②明瞭区分性
- ③主従関係
- ④必然性
- ⑤最小限度性
- ⑥人格権への配慮
- ⑦出所の明示(48条)

※ いわゆる「引用行為」は必ずしも法律上の引用ではない

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

## 著作権制度における課題

- 1 著作権保護期間
  - 欧米諸国は著作者の死後70年
  - 保護期間の平準化は国境を超えたネット流通において不可欠
- 2 私的録音録画補償金制度
  - 旧著作権法 器械的又は化学的方法による複製は偽作
  - 新著作権法（昭和45年法）
    - 個人的、家庭内など零細な複製を認める（第30条）
    - 昭和59年改正 自動複製機器に関する規定（同第1項二号）
    - 平成4年改正 補償金制度導入（同第2項）
  - 補償金制度の背景、条約との関係等、著作権制度を十分に理解したうえでの議論が必要

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

## JASRACの紹介

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

## 著作権管理事業の歴史

- 1851年 フランスでSACEM設立
- 1899年（明治32年）著作権法（旧法）の制定  
「ベルヌ条約」加盟
- 1931年（昭和6年）～プラーゲ旋風  
（ウィルヘルム・プラーゲ博士）
- 1939年（昭和14年）  
「著作権二関スル仲介業務二関スル法律」施行  
大日本音楽著作権協会の設立
- 1970年（昭和45年）著作権法の全面改正
- 2000年（平成12年）著作権等管理事業法制定

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

## 組織の概要

- 1 昭和14年（1939年）設立
- 2 公益社団法人
  - ・民法第34条に基づく社団法人
  - ・著作権者（作詞者、作曲者、音楽出版者）が社員（会員）
  - ・非営利事業（管理手数料による運営、実費弁済）
- 3 目的  
「音楽の著作物の著作権者の権利を擁護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に資することを目的とする。」（JASRAC定款）

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

## 事業の概要

- 1 著作権管理事業
  - ・音楽著作権の許諾・徴収・分配業務（あらゆる利用）
  - ・違法対策業務  
著作者等から著作権の信託を受け、JASRAC自らが著作権者となる。  
外国の著作権については、各国著作権管理団体との相互管理契約により、相互に権限を付与する。
  - ※ 著作権隣接権の管理はしていない。  
著作物使用料徴収額 1125億円（2008年度）
- 2 文化事業
  - ・JASRAC会員の会費による運営
  - ・寄付講座・公開講座、シンポジウム、音楽講座等

**JASRAC**  
社団法人日本音楽著作権協会

## 使用料の分配

○年4回（6月、9月、12月、3月）の分配

○分配は利用者からの利用曲目報告により行われる

※分配サイクルの例（カラオケ）

- 4月～6月徴収使用料→9月分配
- 7月～9月徴収使用料→12月分配
- 10月～12月徴収使用料→3月分配
- 1月～3月徴収使用料→6月分配

